

山形県立保健医療大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する 教職員対応要領に基づく手続きマニュアル

1 目的

山形県立保健医療大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）第8条に基づく相談体制の手続きマニュアルとして定める。

2 対象者

対応要領第2条第1号の者とする。

<対応要領第2条第1号>

（定義）

第2条 対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 障がい学生 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい学生、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」という。）がある本学に在籍する学部学生及び大学院生であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

3 事務手順

(1) 支援要請（相談）

- ① 具体的な事務については、学生部長から指示を得ながら、教務学生課が所管する。
- ② 教職員は、学生又はその家族等から修学支援等に関する支援要請（相談）を受けた場合、教務学生課に引き継ぐ。
- ③ 教職員は、修学支援等が必要と思われる学生がいた場合、本人の意思を確認した上で、教務学生課に引き継ぐ。

なお、教職員が学生の修学において支援が必要と思われる場合には、学生自身の認識や価値観が尊重されるとともに、学生及び教職員の意見の相違がある場合にも共通認識の醸成や合意形成に向けた関与を行うことが望ましい。

特に、学生自身が修学の困難を障がいという文脈で捉えていなかった場合、障がいを有する者となることに対する抵抗感が存在することが予想される。その場合には、合理的配慮による社会的障壁の緩和などの利益と、障がい受容の過程で生じる葛藤について明らかにするなどの配慮が必要である。

(2) 支援要請（相談）を受け取り、意思とニーズの把握

支援要請（相談）を受けた教務学生課職員は、必要に応じて他の教職員等と連携を図りながら、修学状況のアセスメントと支援ニーズの把握を行うとともに、支援要請（相談）者の『修学支援申請書』作成を援助する。

<修学状況のアセスメント>

- ・ 当該学生が困っていることを聴き取り、学生の意思を確認しながら、その解決に向けた話し合いを行う。ただし、学生の中には、困り感のない学生も多いため、対話をしながら困り感を引き出すことが重要である。
- ・ また、身体障がい学生の場合は、教室、トイレ、廊下及び図書館など利用の考えられる場所に行き、利用を体験しながら困りごと、ニーズを引き出す必要がある。

(3) 『修学支援申請書』の提出

支援要請（相談）者は、『修学支援申請書』を教務学生課に提出する。

(4) 検討会議の開催

ア 教務学生課長は、修学支援申請書受理からすみやかに「支援ニーズ検討会議」を開催する。

(ア) 検討内容

- ① 合理的配慮の必要性（※1）
- ② 支援方法の方向性
- ③ 「支援・配慮事項検討会議」招集メンバー
- ④ 個人情報開示範囲の検討

<※1 合理的配慮の必要性>

① 合理的配慮（障害者の権利に関する条約 第二条）

「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

② 合理的配慮の必要性の判断基準

- (1) 身体等に障がいがあり、障害者手帳等を有する者又はそれに準ずる障がいがあることを医師の診断書等により証される者。
- (2) 本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたもの。
- (3) 本学の人的体制及び財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

(イ) 「支援ニーズ検討会議」メンバー

教務学生課職員、支援要請（相談）を教務学生課に引き継いだ教職員、学生本人、学生本人の家族等、その他

イ 教務学生課長は、「支援ニーズ検討会議」開催後すみやかに、「支援・配慮事項検討会議」を開催する。

(ア) 検討内容

合理的配慮計画（案）の作成

(具体的な支援・配慮事項、支援体制、その他調整する内容の合意形成)

(イ) 支援・配慮事項検討会議メンバー候補

学生部長、学生支援委員長、学科長(学部生の場合)、研究科長(大学院生の場合)、保健室長、学生相談室カウンセラー、講義・実験・演習等担当教員、学科担任、ゼミ担当教員、教務学生課長、学生本人、学生本人の家族等、その他

(5) 支援・配慮事項の確認と合意形成

教務学生課長は、学科長又は研究科長とともに、支援・配慮事項、支援体制及びその他調整する内容に関して、学生本人又は学生本人の家族等に説明し合意を得る。

(6) 『配慮要請書』の作成等

ア 教務学生課長は、学科長又は研究科長と協議し、決定した配慮事項を示した「配慮要請書」を作成し、学生本人又は学生本人の家族等に個人情報の取り扱い等の同意を得た上で、関係教職員に配慮を要請する。

イ 配慮要請を学外の者に向けて行う場合、個人情報保護法及び山形県立保健医療大学個人情報保護規定に即して行う。

(ア) 配慮要請には、多くの場合要配慮個人情報を含むため、学生本人又は学生本人の家族等から、個人情報の取り扱いについて同意を得る。

(イ) 合意形成の際には、対応要領が学生の修学における機会均等の観点で存在することに鑑み、配慮要請による合理的配慮がもたらす修学上の予測される効果や影響について、可能な限り説明する。

(ウ) 学外者への配慮要請の際には、学外者所属機関内での情報共有の範囲を確認するとともに、学外者所属機関内で合理的配慮が可能な範囲と情報の取り扱いの範囲についても確認する。

ウ 決定した配慮事項は、学長及び教授会又は研究科委員会に報告する。

(7) 支援の実施

教務学生課長は、関係教職員と連携を図りながら、継続的に助言、調整などを行う。

(8) 支援の点検

教務学生課長は、学科長又は研究科長とともに、学生本人と定期的(期末を含む)に面談を行い、支援・配慮事項に問題等が発生している場合は、その解決を図る。支援・配慮事項を変更する必要がある場合は、『修学支援申請書』の再提出も可能とする。

4 短期間の簡易的な支援要請(相談)への対応

教職員が受けた支援要請(相談)の内容が、短期間の簡易的な支援で足りると判断した場合は、3の事務手順によることなく支援などを行うことができる。

<参考>

『合理的配慮の内容は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に
応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状
況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲
で、柔軟に対応する必要がある。』（文部科学省）ということから、このマニュアルは、あ
くまで基本的な手続きマニュアルとしての位置付けである。

山形県立保健医療大学長 殿

修学支援申請書

入学年度	年度	学籍番号	
学生所属	<input type="checkbox"/> 看護学科	<input type="checkbox"/> 理学療法学科	<input type="checkbox"/> 作業療法学科
	<input type="checkbox"/> 看護学分野	<input type="checkbox"/> 理学療法学分野	<input type="checkbox"/> 作業療法学分野
氏名			
住所			
電話番号			

下記のとおり、身体等の障がいにより修学に関する支援及び配慮の提供を希望するため申請します。

記

1 障がいの状況等

障がいの状況について、該当箇所に「○」印又はその内容を記入してください。

障がいの種別		該当	医師の診断	障害者手帳		介助の必要性
				種別	等級	
視覚	盲					
	弱視					
聴覚・言語	聾					
	難聴					
	言語障がい					
肢体	上肢機能障がい					
	下肢機能障がい					
	上下肢機能障がい					
	他の機能障がい					
病弱・虚弱（診断書有）						
精神障がい（診断名： ）						
重複						
発達障がい	学習障がい（LD）					
	注意欠如・多動症（ADHD）					
	自閉スペクトラム症 （アスペルガー症候群、高機能自閉症等）					
	その他発達障がい					
その他（ ）						

【添付書類】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方は、その写しを添付してください。手帳をお持ちでない方は、医師の診断書又はそれに準ずる書類を添付してください。

(裏面に続く)

2 修学支援・配慮希望内容

現時点での障壁・困りごと・問題点等	希望する支援・配慮の内容
	<p>※ 該当箇所に「レ」印又を記載してください。「その他」の場合は、具体的な内容も記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 教材に関する配慮(点訳・電子データ化・拡大・字幕付け・事前配付等)</p> <p><input type="checkbox"/> 情報伝達・コミュニケーションに関する配慮(手話通訳・要約筆記・文書伝達等)</p> <p><input type="checkbox"/> 定期試験に関する配慮(時間延長・別室受験・解答方法等)</p> <p><input type="checkbox"/> 履修登録、学修支援等</p> <p><input type="checkbox"/> 学内生活における配慮(トイレ・食事等)</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; height: 80px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>

3 申請学生の家族等連絡先

氏名		続柄	
住所	※申請学生と同じ場合は記載不要		
電話番号			

4 修学に関する支援に必要な個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、適正な管理を行うとともに個人情報の保護に努めます。ただし、修学に関する支援や配慮事項を検討・決定・実施するため、申請書に記載された内容について、本学教職員及び関係者間で必要な情報を共有することがあります。

なお、開示する場合は、申請者と協議のうえ行います。

上記について確認しました。

氏名（署名）

※申請した学生の家族等による代筆可

年 月 日

支援要請（相談）学生との面談記録簿

入学年度	年度	学籍番号	
学生所属	<input type="checkbox"/> 看護学科	<input type="checkbox"/> 理学療法学科	<input type="checkbox"/> 作業療法学科
	<input type="checkbox"/> 看護学分野	<input type="checkbox"/> 理学療法学分野	<input type="checkbox"/> 作業療法学分野
学生氏名			
面談日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
対応者 職・氏名			

1 修学状況のアセスメント

2 支援ニーズ

3 『修学支援申請書』作成援助

4 その他

(学内関係者の場合)

平成 年 月 日

〇〇〇〇学科

(関係職職員等の職・氏名) 様

山形県立保健医療大学

教務学生課長 〇〇 〇〇

配慮要請書

(学科名、学年、学生氏名) に対して、下記のとおり、〇〇〇〇の配慮をお願いいたします。

記

- 1 〇〇〇〇において、△△△などの配慮をすること。
- ・
- ・
- ・

上記内容について、十分な話し合いの上、
本人の確認の下、送付しております。

【担当】

教務学生課 〇〇 〇〇

TEL :

E-mail :

(学外関係者の場合)

公保大 第 号
年 月 日

(学外関係施設長など) 様

山形県立保健医療大学
学長 ○○ ○○

配慮要請書

日ごろ、本学の保健医療教育及び研究活動に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴施設におかれましては既に御承知のこととは存じますが、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号) が施行されたところです。

このことに伴い、本学では「山形県立保健医療大学における障がい学生支援に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)を制定し、本学に在籍する障がい学生が、障がいを理由に修学を断念することが無いように、全学的な支援体制のもと、修学の機会を確保することとしております。

つきましては、この基本方針の趣旨を御理解いただき、(学科名、学年、学生氏名)に対して、下記のとおり、○○○○の配慮をお願いいたします。

なお、本学基本方針を同封してお送りしておりますので、御確認くださいませよう、併せてお願いいたします。

記

1 ○○○○において、△△△などの配慮をすること。

- ・
- ・
- ・

上記内容について、十分な話し合いの上、
本人の確認の下、送付しております。

【担当】

教務学生課 ○○ ○○

TEL :

E-mail :

障がい学生支援手続きフローチャート

